

会

議

午前 10 時 0 分開議

○議長（小泉孝敬君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

一般質問

○議長（小泉孝敬君） 昨日に引き続き一般質問を行います。

質問順位 5 番。 1、河津逆川メガソーラー計画と水道水源保護等について。 2、パシフィックエナジー南伊豆洋上風力発電事業について。 3、台風15号・19号の教訓と防災対策について。 4、公益財団法人下田市振興公社の活用と消費税の節税について。

以上 4 件について、13番 沢登英信君。

〔 13 番 沢登英信君登壇 〕

○ 13 番（沢登英信君） 皆さん、おはようございます。

市長には、退院おめでとうございます。市政前進のため、より一層奮闘いただきたいと思います。私も是非頑張らせていただきたいと思いますので、よろしく御答弁のほうをお願いしたいと思います。

議長の御紹介いただきました順に趣旨説明をさせていただきたいと思います。

まず、河津逆川メガソーラー計画と水道水源保護等についてでございます。

10月3日付の伊豆新聞によりまして、ゼニキャピタル合同会社が、河津町逆川地内80ヘクタールの山林のうち42ヘクタールを伐採し、実施区域面積50ヘクタール中、40ヘクタールにメガソーラーのパネルを設置し、発電規模26メガワット、着工は2020年6月1日、事業運転開始日は2022年6月14日と、この事業計画を進めるため、環境影響評価調査方法書が河津町役場と県庁で10月7日まで縦覧できるという報道で知ったわけであります。

その日に私は河津町役場に行き、縦覧し、私の意見書を提出してまいりました。開発による土砂崩れ、水質の汚濁、水量等の被害は、下田市側に全て及ぶのではないのでしょうか。しかも、上水道の浄水場水源の源流の一つでもあります。10月4日の夜の逆川公民館での住民説明会にも参加してまいりました。まさにずさんな計画、方法書と言わざるを得ないと思うわけであります。危機感を深めてまいりました。

その後、現地の視察もしてまいったところであります。南伊豆洋上風力発電事業の上に更に逆川メガソーラー、陸上も海上もかと、こういう思いであるわけであります。

そこでお尋ねをいたします。

市当局は、河津逆川メガソーラー計画をどのようにお考えになっているのでしょうか。11月8日付で県知事宛「（仮称）静岡県賀茂郡太陽光発電事業環境影響評価方法書に関する意見書」、いわゆる回答をされておりますので、お尋ねをしたいと思うわけであります。

次に、逆川メガソーラーの計画地は河津町内でありまして、まさに下田市との隣接地であります。計画地の水は稲梓川に流れ、下田側にまゐります。普通河川稲梓川は、逆川メガソーラー計画地を源流地域として、椎原地点で二級河川稲生沢川に合流をし、落合浄水場のまさに水源流となっていると思います。そして、下田湾に注いでまいっております。

この事業地は、標高459.4メートルの二等三角地点から北に伸びております尾根沿いに計画がされているわけであります。尾根の両側が、まさに急勾配の法面となっております。35メートルものこの尾根の一部を掘削して、谷間に土砂を埋めて、いわゆるパネルが敷けるような土地を造成するんだと、大規模な造成も伴ってまいっているわけであります。

水源保護や地下水の変化、下田湾への土砂等によります汚濁は、この会社は、考えられないとして、河川の生態、沿岸漁業への調査はしないと、こう言っているわけであります。これらをもって、まさにずさんな方法書であると言わざるを得ないと思うわけであります。

下田市としてどのように行政指導をしていくのか、お尋ねをしたいと思うわけであります。

下田市の浄水場にかかわります稲生沢川の集水面積は、下田市の水源保護地域、いわゆる稲梓全地域は54.8キロ平方メートルであります。これに逆川地区を加えますと約60キロ平方メートルと考えられます。ここに集まった水が稲生沢川に流れてくるということになるのかと思うわけであります。

逆川メガソーラー計画の森林の開伐面積は0.42キロ平方メートルでございます。その率は水源林の0.7%、大変わずかとも思えますが、加増野地区で既に株式会社雅によりまして、下田カントリークラブの跡地の造成といいますか、メガソーラーが始められております。これが、0.8815キロ平方メートルです。これらを加えますと、稲生沢川水系におきまして1.3015キロ平方メートルとなり、まさに水源林の2.169%に達しているわけであります。稲生沢川の約15キロの延長から考えまして、河口から6キロ上流には落合浄水場が、そして4キロ上流には河内水源があるということになっておるわけであります。

下田市の上水道につきましては、1日計画浄水量は2万4,440立米であります。落合浄水

場の伏流水で6,700立米、表流水で1万6,300立米、計2万3,000立米、2万3,000トンで1日取水しているわけであります。そして、河内水源の1,440立米を加えます。2万4,440トンの取水をして、市民に水を、上水を提供している、供給をしているということになっているわけであります。

落合浄水場の浄水方式は、皆さん御案内のように、凝集沈殿プラス急速ろ過方式であり、汚水の発生頻度の上昇によりまして、取水の停止、そこまで至らなくても、安定供給のための原水処理の対策とし、沈殿設備などの強化や凝集剤を多く使わなければならない、浄水コストの上昇などが考えられるわけであります。

次に、評価方法書で、山地は崩壊地形や地すべり地形も認められると、業者は認めているわけであります。平成3年の台風被害や砂防ダムの堆砂など、問題地域であることも認めております。開発地域は、砂防法の指定地域で、治水上、砂防のための支障のある行為を防止する観点から、竹木の伐採や土砂、砂れきの採取等制限がされている地域でもあります。

河津町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例第12条では、事業区域の全部または一部が抑制区域内に位置するとき、太陽電池モジュールの総面積が1万2,000平方メートル以下でなければ同意をしないとしているわけであります。まさに40ヘクタールということは40倍にもなろうという、この計画が、法令や河津町のこの条例に従っても許可され得ないものであることが予想されようかと思うわけであります。にもかかわらずこの業者は、開発をしようと、地元の許可が取ればいいんだと、こういう姿勢で臨んでいるわけであります。

開発区域内の土壌の性状は、シルトや砂などが多く含まれており、森林を伐採しますと、雨で表土のシルトや砂が稲梓川に流れ込むことになってまいります。急傾斜地におけます土砂の流出防止に関することは、大変困難でございます。河床の堆積によります治水への影響（水害等）、水生動植物、稲生沢川の漁業や水田など、農業用水、沿岸漁業への影響もその評価の対象とすべきであると考えているところでございます。

景観及び光害に対します評価や希少動植物に対します評価についても、また有害獣に対する評価でも、まさにこの方法書は不十分であります。近隣自治体、いわゆる下田市外の開発事業、河津地域でありまして、当該自治体である河津町と協議ができるような協定書を結んでおく必要があるのではないかと思います。私が心配していたような事態が、今日ここにあらわれてきていると。下田行政区域外であるにもかかわらず、その被害は下田にほとんどが及んでくるという、こういう経緯になっていようかと思うわけであります。

したがしまして、ゼニキャピタル合同会社に協議するように申し込み、下田市にも太陽光発電事業としての申請、あるいは土地利用委員会への申請をきっちりと求めていくべきではないのかと思うわけであります。また、住民説明会の開催も実現をすべきであります。

10月4日、逆川の公民館の説明会に出ましたところ、隣に座った逆川の方は、もう既に今日で、逆川では5回目の住民説明会になるんだと、こういう具合に言っていたわけであります。下田市では一度も住民説明会もなされていないと思いますし、そういう要望をきっちり業者に伝え、市民にこの事態をきっちりと知らせていくということが必要ではないかと思うわけであります。

そして、市の体制としましては、長らく言ってまいりました、下田市水道水源保護条例、下田市自然環境と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例も改正をしまして、太陽光発電も風力発電等も、申請、認定等を求めることができるように改正をしまっている必要があると思うわけでございます。

以上、お尋ねをしたいと思います。

次に、パシフィコ・エナジー南伊豆洋上風力事業についてお尋ねをしたいと思います。

菊池 新さんの11月18日の伊豆新聞8面に使いました意見広告、これでございますが、皆さん、市長も御覧になったかと思うわけであります。

菊池さんは、私は、南伊豆洋上風力発電事業に断固反対いたしますと。下田市、菊池 新。私たちの故郷の間近に危機が迫っている。この事実を御存じない方が多いので、危惧しております。市民、町民の一人一人が、洋上風力発電建設反対と声に出して言えるように、私たちの魂であるこのふるさとの景色を踏み潰されないために。なお、私は誰かと戦う気はありません。ただただ、ふるさとへの愛から反対をしますと、こう訴えられているわけであります。

私は、まさにそのとおりだと思い、敬意を払う一人でございます。市長も御覧になられたと思いますが、市長及び市当局の所信をお伺いしたいと思います。

パシフィコ・エナジー南伊豆洋上風力発電事業計画段階配慮書によりますと、伊東から南伊豆町に至ります東海岸のこの沖合4万1,904ヘクタール、うち風車設置予定範囲は、下田市と南伊豆沿岸の沖合でございます。下田の行政区域であります神子元島も含みます海域1万1,406ヘクタール、水深は55メートルという、この100メートル以内の浅いところに設置をするんだと言っているわけであります。翼のブレードの高さを含めまして、海上154から260、風車最大100基を建てると言っているわけであります。発電機の1基当たりの出力は5,000か

ら1万2,000キロワットのものであります。そして、昨日の橋本議員の質問にもありましたように、2市3町の首長も、そして県知事も、国の経済産業大臣、あるいは環境大臣も、国も挙げて疑問の声を上げています。県知事に至りましては、まさに造らせてはいけないという反対の姿勢を明確にしていっていかうかと思うわけであります。

南アルプス、富士山や伊豆半島は、静岡県民として3大心のよりどころであると。伊豆半島ジオパークや富士箱根伊豆国立公園は、後世代の子供たちに継承していかなければならない責任があるんだ、こう訴えられているわけであります。まさにこの地域は、生活の基盤そのものであります。賀茂地域には、3割弱の住民が観光産業や農林水産業に就業してまいっております。これらの産業は、地域経済を支えているわけであります。洋上の風力発電施設が景観等の観光資源や水産資源に影響を及ぼすことになれば、地域住民の暮らしが脅かされてまいっているわけであります。

この海域は、皆さん御案内のように、共同漁業権や定置網の漁業権など、漁業権の区域が設定されている豊かな漁場でもございます。そして、東海地震や相模地震、津波も想定しなければなりません。洋上風力から2キロ圏内には多くの住宅や病院、学校等もあり、低周波や騒音等の影響によります被害も考えられるわけであります。まさに下田市の存立にかかわる問題になってまいっていると思うわけであります。

そこで事業者、市民に向けての説明会を開催されるように求めていくべきではないでしょうか。また、橋本議員も言われましたように、この段階において事業を断念させると、こういう市民の運動や市の姿勢が今一番求められているときであると、こう思うわけであります。したがって、市主催の洋上風力事業に対しますシンポジウムや説明会、まさに反対の立場から開いていく必要があると思いますが、当局の見解をお尋ねしたいと思います。

次に、台風15号、19号の教訓と防災対策についてお尋ねをいたします。

台風15号は、令和元年9月8日、風台風によります屋根の破損や、敷根避難路や市道などの倒木、路面破損の被害を与えてまいっております。続きます台風19号は、令和元年10月12日、伊豆半島に上陸し、千葉県や長野県、東北地方の河川の氾濫で、全国的に大変な水害を与えてまいっております。2か月を既に過ぎましたが、今なお大変な被害を被っている事態ではないでしょうか。

下田市におきましては、波浪警報、大雨・暴風警報、高波警報、あるいは土砂災害警報情報も発表されました。人的被害は、軽傷者が3人であるということで、大変幸いであったかと思うわけであります。避難所が7か所開設され、315世帯644人が避難されたことは、大変

大きな経験になったかと思うわけでございます。

台風19号の教訓とすべき特徴はいろいろあるかと思いますが、私は、停電件数が約5,900件に至ったこと、大きな波によります、大浦、鍋田の道路の破損や、白浜、大浜の流木、あるいは多々戸、入田浜の海水浴場の海岸の破壊ということではないでしょうか。台風前の浜地より、吉佐美地区におきましては、その幅の面が1メートル近くも低くなっている、こういう状態ではないかと思います。浜入り口へ2メートルからの段差がつき、無残な様相を呈していようかと思います。

そしてまた、皆さん、浜が大変狭くなってまいっていようかと思います。台風の影響は、まさに地球温暖化という、この今世界的な問題となっている状況がこの下田市にも押し寄せてきている、こういう認識に立たなければならないのではないかと思うわけであります。

そこでまず、停電は、幾日の何時から始まり、何時に解消されたのか。

3日間も停電があったかと言われていようかと思いますが、その停電の地域はどこであったのか。

停電した原因とその後の対策はどう検討されているのか。

まさに電気は、この地区では東電の仕事ではございますが、市民の生活を守るというこの観点からいきますと、東電ときっちり協力体制や情報交換をしてみなければならないと思うわけでございますが、どのような形態になっているのか、この点についてお尋ねをしたいと思います。

次に、市道大浦鍋田線や、18路線にも及びます林道のこの改修状況はどうなっているのか。

多々戸、入田浜などの海水浴場のこの護岸対策といいますか、海水浴場としての整備はどのように進められることになるのか。

また、田牛の集落排水、この施設の被害と対策状況はどうか。

土石流や土砂崩れの倒木対策についてもお尋ねをしたいと思います。

稲生沢川河口部の不法係留船対策が強く求められていようかと思います。管理者であります県との協議やこの状況はどのように進んでいるのか、あわせてお尋ねいたします。

次に、土砂災害、洪水浸水対策についてお伺いしたいと思います。

下田市のハザードマップを作り直し、公表する必要があるかと思うわけであります。既に6月の議会で1,200万からの予算をとって、作ろうという姿勢を示していることは評価できるところですが、稲生沢川流域だけであって、大賀茂川や田牛川はこのマップから外されているというのが現状ではないかと思います。全ての市内の河川の氾濫状況、ハザードマッ

ブとして作っておく必要があるのではないかと思います。

そして静岡県は、平成31年3月15日付、静岡県告示186号で稲生沢川水系稲生沢川洪水浸水想定区域図を発表しております。最大規模の降雨、15時間で678.5ミリメートルで、河内のいわゆる自動車学校のある付近から箕作の三差路まで、稲生沢川の隣接地では5メートルから10メートルの水深になるといっているわけであります。まさにこの地域には、河内の新庁舎建設地域が入っております。この新庁舎の建設地域には、1メートルから2.5メートルの水深になると。告示では12時間以内といっているようですが、詳しく見ると、2時間から3時間、浸水がしているといっているわけであります。

そして、皆さん、この地域には、新庁舎だけではありません、落合の浄水場がございます。この浄水場が5メートルから10メートルの洪水に襲われるということになりますと、下田の上水道はどうなるのか、断水してしまうのではないかと、こういう心配もしなければならなくなると思います。河内には市営住宅もあります。そして、中村にはひかり保育園、蓮台寺には稲生沢保育園もあるわけであります。こういうような施設を、また市民をどう守っていくのかという課題が目前に出てまいっているように思うわけであります。

庁舎について言えば、少なくとも防災拠点としての庁舎の1階は水浸しになってしまう、こういうことではないかと思うわけであります。このような事態がはっきりした今日、いま一度立ち止まって、きっちりと見直していく、今の計画でよろしいのかと、庁舎のあり方も、1階が議会だとか3階が議会だと、いろいろ議論をしまいいりましたけれども、これらも含めて検討をし直すような状況が、国、県の指示によって今日起こっていると。

かつて、東海地震あるいは東南海地震で、33メートルの津波が狼煙崎に押し寄せると、ということで、ここに建てようというこの計画は、敷根公園、あるいは敷根の民有地に変わってきてまいったわけであります。同じような事態が、また同じ水害の来る土地に庁舎を建ててよろしいのか、こういう疑問が投げかけられてまいっているわけであります。大変な事態かと思うわけでございます。当局の検討項目と政治姿勢について明確にしていきたいと思うわけであります。

次に、公益財団法人下田市振興公社の活用と消費税の節税についてをお尋ねいたします。

消費税の導入から31年間、この間の日本の経済は、まさに失われた30年とも一方では言われていようかと思うわけであります。90年代に経済のグローバル化が進み、小さな政府と規制緩和を2つの柱として、企業のもうけを最優先する経済政策が進められてまいったわけであります。自治体の民営化戦略やPFI等によります民間資本の導入がこれであります。新

自由主義や構造改革とも呼ばれている内容であります。財政構造改革、社会保障構造改革、経済構造改革、金融システム改革、行政改革、そして今日、教育改革が実行に移されようとしているわけであります。

そして、これらの改革と同時に消費税は、3%、5%、8%、10%と引き上げられてまわっているわけであります。この10月からは、皆さん御案内のように、10%に値上げされました。地方消費税のこの税率は2.2%であります。国税分は7.8%、合わせて10%。納税は、国に10%分を納めるということになっているわけであります。そして、地方消費税の2.2%は、人口や従業員数によって各都道府県に配分され、静岡県に配分されました税額の2分の1が、県内の各市町村に人口割で交付されるということになるかと思います。そして消費税は、年金、医療、介護の社会保障費に、少子化対策費に充てるとされているわけであります。

そこで、当市におけます、消費税10%増税によります市財政の実際についてをお尋ねしたいと思います。地方消費税の交付金は幾らになり、使用料及び手数料の値上げ分、いわゆる消費税の値上げを理由にした分は幾らになるのでしょうか。

また、市が支払う消費税分は、その消費経費、投資的経費を合わせて幾らになるのか。そして下田市では、消費税分、地方消費税交付金はどのように社会保障費に充てられているのか、お尋ねをしたいと思います。

次に、公益財団法人下田市振興公社の活用についてでございます。

下田市振興公社は、下田市の振興についてどのような役割を果たし、また担っているかと市当局は考えているのか、まずお尋ねをしたいと思います。

下田市振興公社は、平成5年4月1日、財団法人として業務を開始しております。民法34条を根拠法令とし、下田市が設立した組織でございます。基本財産1億円、運用財産1,000万円も、市の出捐金、資金でございます。理事長は、当時、市長でありました。5人の市職員が公社に派遣され、合計46人の職員数でありました。

今日指定管理されております、現在は、この管理施設は下田市民文化会館と敷根公園、サンワーク下田の3つだけとなっていようかと思います。公社職員8人、そして公社の臨時職員13人、合わせて21人にパート職員を加えて運営しているというのが現在の実態かと思えます。

しかし当時は、下田公園、本郷公園、小山田公園、中村公園、中村東公園、立野公園の都市公園と、保健休養林爪木崎自然公園、駅前広場、農村体験施設でありますあずさ山の家、そして、廃止しましたが、蓮台寺パークも管理をしていたわけであります。

つまり、下田市の公の施設の管理公社であったわけであります。ここで働く人たちを専門職化し、管理を通じて利用を促進し、下田市の促進、活性化を図っていく、こういう組織の公社であります。

平成24年10月1日には、この公益性をより高めた公益財団下田市振興公社となっているわけであります。そして、この組織を規定する寄附行為から定款に、組織を規定する定め of 名称が変わってまいりました。しかし、その目的は、第3条、変わっておりません。

この法人は、地域固有の文化、歴史、自然等を生かした、国際交流、環境美化、健康づくり等を行うことにより、市民が豊かな生活体験を享受できるようなまちづくりの推進を図るとともに、市が設置する公の施設等の効率的な管理運営を行い、もって福祉の増進に寄与することを目的とするとしているわけであります。

爪木崎自然公園、下田公園、都市管理の指定が公社から取り上げられ、直営に今日なっております。したがって、環境美化の中心活動であります花いっぱい運動の推進が、公社としては困難になってまいっております。爪木崎花園の苗場ハウスが利用できず、サンワークの中庭でサクラソウの苗を育てて配布しているというのがその実態であろうかと思っております。人材も1人しかおらず、不足をしているわけであります。

従来のように、公社と市の職員が協力できる体制にすべきだと思います。公社を育成し、下田市の振興を進めていく責任が市にはあると思うわけでありますが、このところの市の姿勢は、このような観点が欠落しているのではないかと思うわけでございます。

次に、公社の特徴であります、消費税が大きく節税できるにもかかわらず、この節税をしていない当局の怠慢を指摘せざるを得ないと思うわけであります。

9月定例会で、下田市振興公社を通じて支払っている消費税のうち1,100万円、私の提案では節税ができる。この提案に対し市長は、グレーゾーンがあるとの見解を表明されたわけであります。税法上も、また地方自治法上も、法律にはグレーゾーンなどあり得ないわけであります。法律にグレーゾーンがあれば、まさに法として成立しないことになってまいろうかと思うわけであります。まさに当局者の皆さんの頭の中にグレーゾーンがあるんだと、いわゆる理解できないところがあるという具合に私は認識するわけであります。

したがって、グレーゾーンとは何か、このことを市長に明らかにしていただきたい、お尋ねをするものでございます。

地方自治法232条の2、普通公共団体は、その公益上必要がある場合において、寄附または補助をすることができると、明確に自治法で規定をしているわけであります。多くの、少

なからずの自治体が、この規定をして節税対策をとっているところでございます。

地方自治法244条の2第3項は、指定管理者に公の施設の管理を行わせることができる旨定めているわけであります。平成15年9月だったかと思いますが、これは改正されました。改正以前は、従来は、公的な団体、いわゆる財団法人等でなければ公の施設を管理させることができない、こういう規定になっていたわけであります。ところが、株式会社などにも、民間にも指定できるようにする規定が、この244条の2第3項の改正があったわけであります。

しかし、人件費を指定管理料に含めなければならないというふうなことが規定されている条文ではございません。公社に指定管理すれば、人件費を補助金で出すことができれば、表面上、大変安い金額で管理ができる、こういうことが言えようかと思うわけであります。

財団法人豊田文化振興財団に、公益法人指定管理者への運営費、補助費及び消費税の取り扱いについて、平成28年8月19日、当時の担当課長が、総務課長が出張をし、教えを乞うていようかと思うわけであります。その所見を明らかにしていただきたいと思います。

この愛知県豊田市だけではなくて、長野県の駒ヶ根市文化財団も同じような経理をしているわけであります。市の補助金は1,100万、そして指定管理料は500万円というようなケースも出てきているわけであります。

以上をもちまして、私の趣旨質問といたします。

○議長（小泉孝敬君） 当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（福井祐輔君） それでは、沢登議員の一般質問にお答えさせていただきます。

まず最初に、逆川のメガソーラーの件でございますけれども、これから評価準備書が出てまいります。その段階においても、市としても意見を述べられると、また、住民説明会にも参加できるということになりましたので、市としても、最大限の権限を行使して、市民の住環境への影響を最小限に食いとめていきたいというふうに考えております。また、県、あるいは河津町と連携しながら、またお願いしながら対応していきたいというふうに思っております。

2番目のパシフィコ・エナジーの菊池 新さんの広告についてどういうふうな所信を持っているのかということでございますけれども、全く沢登議員と同じでございます。大変、彼の心意気にはほだされるものがあるというふうに考えております。これは、事業者には是非こういう思いが届くことを願っております。

次に、台風15号、19号の減災対策と、そして教訓についてでございますけれども、被害の復旧に関しましては、市の担当部分については専決執行させていただいておりまして、順調に被害の回復は進んでいるというふうに考えております。一部、県との調整がございますので、そういう点でもなるべく早く、来年の田植え期までには、あるいは台風の時期までに完成するようにしっかりとやっていきたいというふうに思います。

また、ハザードマップの件でございますけれども、先般発表されたのは、1,000年に一度起こるか起こらないかの雨量の2倍の雨量があった場合のハザードマップが更新されたというふうに聞いております。そういうこともあろうかということで、市庁舎の設計には自家発電機を4階に上げております。これは、1階が浸水しても、3階に災害対策本部を設置しますので、しっかりと対応はできるように、これは万が一のことを考えてやっておりますので、こういう新たなハザードマップに対しても対応できるというふうに確信をしておりますし、また、雨は地震と違って予報ができるものであります。今回の特別大雨警報等が出されまして、各自治体、それに対応したということになりますけれども、その大雨の予測があれば、いろんな車両の移動だとか書類の移動だとかそういうことをやって、行政機能が維持できるように持っていきたいというふうに考えております。

まず浄水場の件でございますけれども、1,000年に一度の雨量の被害、これにどういうふうに対応するのかということはこれからの大きな課題だというふうに思っておりますので、1,000年に一度の課題に対応すべきなのか、そういうことも含めましてこれから検討していかなければいけないというふうに考えております。

また、私の9月の定例会でのグレーゾーンの話でございます。これは担当から後ほど説明させるようにしますので、以上でございます。

- 議長（小泉孝敬君） 環境対策課長。
- 環境対策課長（高野茂章君） それでは私のほうから、逆川メガソーラーの計画について、環境アセスの意見書が出ているので、どのように考えているのかということで、下田市の意見書につきましては、11月8日付で県知事宛に提出し、現在、市のホームページに公表されているほか、12月号の広報「しもだ」において意見書の全文をお知らせしたところでございます。

太陽光発電事業計画は河津町域内にありますが、計画区域から雨水排水等は、稲梓川、稻生沢川を経て下田湾に流出することから、意見書に記載したとおりでございますが、下流の下田市域に対しても、特に水環境などに影響が及ぶことを強く懸念しているところでござい

ます。

続きまして、環境アセスの対象項目の選定が不十分であるというところにつきましては、同じく意見書の中で、下田市への影響を軽視する対応について懸念をしており、下田市域に対しても、評価項目の選定から適切に評価が実施されるようにというふうな意見書を提出したところでございます。

続きまして、パシフィコ・エナジー洋上風力発電の菊池 新氏の11月18日の新聞の意見広告についての当局の所見でございますが、南伊豆洋上風力発電事業に関しましては、環境影響評価手続の実施中であり、関係市町はじめ、県知事、環境大臣から意見書が公表されております。下田市の意見書でも、自然環境、生活環境への重大な影響を与えることが懸念されるところであると回答しているところでございます。今回掲出された意見広告はもとより、市民の皆様の中にも強い懸念の声が多数あると認識しているところでございます。

続きまして、事業者により市民向け説明会の開催を要求されたいという質問でございますが、現在、事業者による計画段階環境配慮書に対して寄せられた、一般の方や自治体から提出された意見を踏まえ、環境アセスの手続の次の段階である環境影響評価方法書の作成が進められているものと思います。環境影響評価法に基づき、方法書や、さらに次の段階の準備書において、事業者による市民向け説明会の開催が予定されるところでございます。

続きまして、市主催のシンポジウムや説明会、学習会の開催をしていただきたいということなのですが、環境影響評価法に基づいて、今後、事業者による説明会が開催され、住民の意見聴取も複数回行われることとなっているため、特定の事業に対して、市の主催によるシンポジウムや学習会の開催は考えていないところでございます。

私のほうは以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） 上下水道課長。

○上下水道課長（長谷川忠幸君） それでは、大きい項目の1点目の河津逆川メガソーラー計画と水道水源保護等についての中で何点か質問をいただいておりますので、お答えさせていただきます。

水道水源保護条例は、水道に係る水質の汚濁を防止し、正常な水を確保するため、その水源を保護し、もって住民の生命及び健康を守ることを目的としているところから、太陽光発電事業につきましては、水質に影響を及ぼすことに関する基準について検討を行ってきたところでございますが、現状では、太陽光発電施設や風力発電施設が水質、水量に直接影響があるという根拠を明確にすることができてございません。

当市の水道事業におきましては、これまでに濁度発生による取水停止、新たな沈砂池査設備等の強化及び薬品等の増加は発生してございませんが、議員がおっしゃるとおり、太陽光発電事業造成等の施工によりまして河川の濁度に影響が出ている事例が見られるため、今後において浄水場の運転管理に影響がないとは言えない状況と考えてございます。

このようなことから、事業者等と協議できるよう、水道水源保護条例を改正することを検討いたします。

近隣自治体との協定の考えでございますが、浄水場が同一水系の流域にある自治体同士が同じ目的により条例を制定し、協議会の設置、協力の要請を定めた事例はございますが、御存じのとおり、近隣自治体の水道事業では、二級河川稲生沢川の水系から取水していないことから、同じ目的を持って条例を整備することが困難であり、本条例で協定等を結ぶことが難しいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 建設課長。

○建設課長（白井達哉君） それでは私のほうからは、河津逆川メガソーラー計画と水道水源保護等についての建設課の所管する部分について補足説明をさせていただきます。

まず、河川の土砂等による汚濁の関係なんですけれども、河川管理者の立場といたしまして、開発業者が放流した濁水が、河津町の管理する河川を介して市の管理河川に流入した場合は、業者に直接指導することはできませんが、河津町を通じまして業者への指導を求めることは可能であると考えております。

あと近隣自治体の協定の関係ですけれども、近隣自治体との協定の締結等につきましては、今のところは検討しておりません。ただ、案件ごと個別の対応とか情報交換というのは現状でもしっかりやっております。

ゼニキャピタル合同会社とも協議をして、下田市の土地利用委員会の申請を求めるべきではありませんかという御質問に対しましてですけれども、下田市の土地利用指導要綱の第2条の（2）におきまして、施工区域が他の町にまたがる場合には、市域にかかわらずその全体の区域との規定がありますけれども、施工区域が全て市外の場合につきましては、下田市土地利用対策委員会の審議の対象外であります。下田市自然環境景観と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例におきましても、太陽光発電、また風力発電につきまして対象としておるんですけれども、こちらも区域の考え方は同様であると考えております。

ただ、河津町にも、うちと同じ条例がございます。今回のメガソーラー計画につきまして

は、近隣関係者とは何かという中で、下田市も近隣関係者ということで、河津町の条例に基づいて説明会の開催を求めることが可能だという考えを、河津町とも連絡を取り合って確認しております。説明に対しまして意見を求めること等も、当然、河津町の条例の規定によってできるものと考えております。

御質問の中にもありましたけれども、1.2ヘクタールを超えるんだよということにつきまして、河津町のほうで事業者さんには、1.2ヘクタールのモジュール面積を超えるパネルの設置事業には同意ができませんということはもう説明をしていると、そういうことも伺っております。

続きまして、台風15号、19号の関係です。

大浦鍋田通線につきましては、高潮により被災することが多い路線でございます。海に面している擁壁を全て作り直すことによって被害を軽減できるのかなとは思っておりますけれども、災害を未然に防ぐための事業に対して補助金を交付していただけるよう努力していきたいとは考えております。

今回被災した市道大浦鍋田通線、鵜島大浦線及び砥川1号線につきましては、公共災害に該当いたしますので、今月23日から24日までの予定で国の災害査定を受け、国庫補助金を利用した復旧作業を進めてまいる予定です。その他の路線につきましては、倒木及び崩土が大半でありまして、単独費での倒木処理、崩土除去を行っております。

土石流対策の関係ですけれども、市道につきましては、維持工事の範囲内でできる限りの対策を講ずるほか、倒木対策といたしまして、道路沿いの民有地の所有者の方に、樹木等の適正な管理を求める文書を出すことに取り組み始めたところでございます。また、その他の対策といたしましては、住民の要望に基づきまして、静岡県に対しまして、急傾斜地崩壊対策事業や砂防事業の実施につきまして要望を行っておるところでございます。

あとは、稲生沢川の河口部分の不法係留船対策の関係ですけれども、静岡県のほうでは、稲生沢川河口部の無秩序なプレジャーボートの係留状態を解消するための対策としまして、まず、新たな係留施設を整備しまして、その施設へプレジャーボートを移動して、不法係留をなくして秩序を回復するという考えでおります。今年度につきましては、PFI事業の可能性調査を実施中と伺っております。

私からは以上です。

○議長（小泉孝敬君） 防災安全課長。

○防災安全課長（土屋 出君） 私のほうからは、台風15号、19号の教訓と防災対策について

の停電対策についてですけれども、停電は、10月12日午前4時過ぎから断続的に、柿崎、中、白浜地区で発生し、伊豆半島が暴風域に突入しました午後6時頃から急増し、最終的には、二丁目、三丁目、五丁目、六丁目、旧岡方村、大沢、蓮台寺、立野、河内、高馬、中、西中、相玉、荒増、宇土金、北湯ヶ野、椎原、須原、箕作、横川、吉佐美、大賀茂、田牛、柿崎、須崎、白浜地区の約5,900件が停電しました。

完全に解消したのは、14日午後9時頃になります。

主な原因は、倒木や土砂崩れにより電柱破損や、飛来物の接触により器具の損壊となります。

東京電力は、その後の対策としまして、台風などの際、倒れるなど電線を断線させるおそれのある立木をあらかじめ伐採する予防伐採を検討していきたいと伺っておりますが、これに、費用負担や、財産を伐採することになることから、事前に土地所有者の同意を得る必要があるなど課題が多く存在し、他地域におきましても進んでいない状況となっております。

停電が発生した場合、東京電力からメール、ファクス、電話で連絡が入ります。連絡を受けまして市では、同報無線、登録制メールで停電情報を皆様へ発信し、以降、東京電力のホームページの停電情報を確認しております。市民の皆様から断線等緊急の情報が寄せられたときには、速やかに東京電力に通報を行っております。

次に、土砂災害・洪水対策のところのハザードマップ、それから、どのような被害が予想できるかということでございますけれども、静岡県が平成31年3月に、稲生沢川の1,000年に一度の降雨量の2倍程度の降雨量での洪水浸水想定を公表したことを受けまして、6月定例会で補正予算をいただき、現在更新作業を行っております。来年度早々には、改定したハザードマップを各戸配布できるよう努めてまいりたいと思っております。

予想される被害としましては、洪水時の建物等の水没のほか、河岸浸食や氾濫により家屋の倒壊、周囲が浸水することにより孤立化などの可能性があると思われます。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 質問者にお尋ねします。

ここで休憩をとりたいと思いますが、よろしいですか。

ここで11時10分まで休憩いたします。

午前10時58分休憩

午前11時10分再開

- 議長（小泉孝敬君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

当局の答弁を求めます。

産業振興課長。

- 産業振興課長（樋口有二君） では、私のほうからは、まず、台風の災害の状況や対応について、産業振興課の所管の部分についてお話をさせていただきます。

産業振興課の所管ですと、林道や農道の被害からですけれども、台風15号では、林道ヒノキ沢線のほか8件、農道平瀬線のほか3件、台風19号では、林道立間線のほか4件が、道路への倒木や法面からの崩土により被災をしておりました。現在の状況は、支障となる倒木や崩土の撤去は終わりました、円滑な通行は確保してございます。

今後も、定期的なパトロールの強化を行うとともに、台風など予想ができる災害の前には改めて点検等を実施しまして、危険箇所の早期発見と解消を行うことで災害の発生を未然に防ぐなど、良好な農林道の維持に努めてまいりたいと思っております。

また、林道や農道に隣接している、倒木の可能性があるような危険な立木の所有者にそういった処理を依頼することですとか、あとは土砂崩れが予想される箇所への対応として、地元区と調整を図りながら、県の賀茂農林事務所へ治山事業に着手していただけるように随時お願い等も行っております。

また、多々戸、入田浜などの海水浴場の護岸対策ということでもお話がございました。多々戸浜の駐車場前のテラス式の階段は、産業振興課が所管しております海岸保全施設の護岸となっております。こちらは、トイレ側の末端の一部が台風により被災しております。現在のところ、施工業者に対して工事の発注は済んでおりますが、台風の被害は市内各所に及んでおりますので、緊急を要する箇所が優先的に復旧していることから、まだ着手はちょっと時間がかかっているという状況でございます。発注は済んでございます。

また、漁港区域内でございます入田浜の浸食につきましては、台風で砂が洗い流されてしまって、浜奥側の石積み部分がちょっと崩れそうになっているということもございますので、奥側のその石積みの部分の基礎の部分に大型の土のうの設置を予定してございます。石積みの裏側の土砂の流出を抑えることで、民有地への海岸浸食の防止や石積みの崩壊の防止の効果も期待してございます。

今後、入田浜の浸食対策については、長期的な視野で、砂浜の自然復旧の状況ですとか浸食の状況を確認しながら、地元の意向を固めることなど、事業化への要件が整った場合には

海岸保全事業として検討を行ってまいりたいと思います。

また、田牛の集落排水施設についてでございますが、台風15号のときに停電して、それで処理場の地下階に汚水が少しあふれ出ました。それで、緊急汚泥の引き抜きと、浸水した加圧水ポンプのオーバーホールを施しております。

この被害を教訓としまして、長時間の停電の際には、田牛区の御協力も仰いで、中継ポンプ等の操作により、汚水が施設内にあふれ出ないように対策をしたところでございます。しかし、台風19号のときには、停電に伴ってそういった汚水があふれ出ないように対策をしたのが功を奏したんですが、想定外の高波が護岸を超えてまいりまして、施設の南側のドア、アルミ窓、フェンスの一部が壊れ、処理場の地下階に今度は海水で浸水しまして、緊急海水の引き抜きなどを行ってございます。

現在、処理場の機能は正常に稼働してございます。ただ、壊れたドアですとかそういったものは、現在、修理の発注を行って、そういった建具の部品を製作中でございます。こちらが直り次第、元どおりに直す予定でございます。

今後の対策ですね、現在、田牛の集落排水処理施設につきましては、平成28年度から計画的に施設の保全の整備の工事を進めてございます。そういった処理機能の保全事業の中で、そういった長時間の停電対策として、計装機器類の改造や遠隔監視装置などの設置を予定してございます。そういったことで、非常時にも対応できるような処理場の維持管理が可能になると考えてございます。

また、振興公社についてお話をさせていただきます。

産業振興課のほうで持っていますのが、あずさ山の家の管理につきまして、まずそちらからなんですけれども、山の家については、御存じのとおり、平成4年から平成17年までは管理運営は下田市振興公社のほうに委託をしてございました。その後、先ほども議員のほうから御説明がありましたが、地方自治法の改正によって指定管理者制度が導入されたことを受けて、平成17年度に条例の改正も行いまして、山の家については、民間事業者等のノウハウの活用により、利用促進、経費節減効果等が見込める施設として、平成18年度から公募による指定管理者制度を導入して、民間業者による運営を昨年度、平成30年度まで行っていました。

今後は、御承知のとおり、山の家については、今後の新たな活用方針の検討を行っているというところでございます。誰がどのようにということも、管理の方法も含めまして、今後の活用内容に応じて検討することとなってございますので、そちらとともに検討してまいり

ます。

また、下田市の保健休養林爪木崎自然公園の管理につきましても、振興公社の管理をかつて行っておりましたが、同じく平成17年度の条例改正後に直営となってございます。こちらについても、近年、地元の須崎区さんのほうから、保健休養林について、いろんな新たな活用について御提案をいただいているところでございます。なので、そういった活用内容も含めまして、管理の方法を含めた検討を始めようという機運が高まっておりますので、そういった保健休養林については、自然環境を保護して、かつ、市民の健全な憩いの場として活用できるように、保健休養林爪木崎自然公園管理運営協議会の中でそういった方法を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） 観光交流課長。

○観光交流課長（永井達彦君） 私のほうからは、台風による対策の中の多々戸浜について答弁させていただきます。

多々戸浜につきましては、台風19号の影響によりまして砂がさらわれ、観光交流課が管理していますシャワー室やトイレ前に段差が生じました。これにつきましては、危険でありますので、砂浜へ降りる階段を一部設置したところでございます。

以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） 統合政策課長。

○統合政策課長（平井孝一君） 私のほうからは、台風15号、19号の教訓と防災対策についての中の水浸想定区域に対し、新庁舎について検討の必要があるかという御質問に対してお答えさせていただきます。

静岡県より公表された想定災害規模降雨による水深想定は、新庁舎地において最大浸水深は約2.2メートルとなっております。こちらにつきましては、最大水位と庁舎の1階床の計画高から出したものでございます。

浸水継続時間は約2時間から3時間、これは、河口より4.4から5キロ先、ゆのもと橋上流からお吉が淵付近までとなっております。その場所から溢水により生ずるものと浸水は想定されております。

庁舎の1階フロアは、想定最大規模降雨に対しては、浸水に対して1階の階高、階高とは、1階の床面から2階までの床面の高さをいいます。そこが4メートルありますので、2階以上は浸水しないこととなります。

浸水による災害対策におきましては、初期行動の確保が重要と考えておりますが、市長からもお話がございましたが、公用車につきましては、平時において公用車は、人工地盤下の1階が主な駐車場となっております、公用車31台の駐車を見込んでいるところでございます。洪水浸水が想定される場合は、2階・1階駐車場の車路のスペースも利用すれば、31台の公用車の避難は可能と考えております。また、浸水しない国道沿いの購入予定地や進入路も利用すれば、加えて8台から9台程度の避難が可能と考えております。

災害が起きた場合に心配される停電等も考えられますが、1階部分が仮に浸水した場合、各階ごとの電気遮断が可能であるため、1階には通電しないことができます。それは、そうすることによって2階から3階までの停電は回避できることとなります。

電気が復旧した場合、もしかしたら災害の心配もあるかと思いますが、それにつきましては、電気ケーブル、コンセント等に異常があれば通電しないため、電気による火災はないものと考えております。

そういう意味も含めまして、防災拠点としての役割につきましては、災害対策本部がある3階も含め、浸水しない2階以上の使用は可能なことから、防災拠点施設としての庁舎の役割は果たせるものと考えております。このようなことから、現在、位置について変更は考えておりません。

以上でございます。

- 議長（小泉孝敬君） 総務課長。
- 総務課長（日吉由紀美君） 私のほうからは、公益財団法人下田市振興公社の活用と消費税の節税についての御質問の中で、消費税10%増税による市財政の実際についての御質問でございます。

その中で、消費税交付金は幾らになるのか、使用料、手数料の値上げ分は幾らになるのか、また、市が支払う消費税分は幾らになるのか等々の御質問でございます。

地方消費税交付金につきましては、平成30年度当初予算を4億9,000万円と見込み、決算額は4億6,688万7,000円でございます。消費税交付金は、毎年度2月から1月に収納された消費税が交付されることから、本年度は、約2%増の前年度比1,000万円増の当初予算5億円と見込んでおります。見込んでおるんですけれども、12月現在、同年同期比で3,172万5,000円、9.2%減というふうになってございます。

消費税率が引き上げられたことによります使用料及び手数料値上げ分の収入増といたしましては、利用料金収入制をとっております指定管理者管理施設分を除きますと年間で100万

円程度、利用料金分を試算いたしますと200万円程度になると思われます。

また、市が経費として支払う消費税分ということですが、契約の内容、契約期間、支払い方法、購入項目などにより、かかる消費税率が変わってまいりますので、明確に算出することは困難な状況でございます。単純に予算額から算出するのであれば、本年度当初予算の消費的経費31億1,732万円のうち、単純に半年分と想定いたしまして、1.1で割り返しますと1億4,200万円、投資的経費が18億8,567万4,000円でございますので、そこから逆算いたしますと8,600万円、合わせて2億2,800万円ということになろうかと思います。

なお、歳入いたしました地方消費税交付金につきましては、昨年度決算額4億6,688万7,000円のうち、1億8,782万7,000円を社会福祉、社会保険及び保健衛生の各社会保障事業に充当しておりまして、毎年度、広報において決算状況とともに公表しているところでございます。

続きまして、振興公社の活用の中で、下田市振興公社は下田市の振興についてどのような役割を果たし、担ってきていると考えているのかでございます。

下田市振興公社には設立当初から、市民文化会館を初めとする多くの公の施設の管理、定款の目的にあります国際交流などの分野において、市の賄い切れない部分を担ってきていただいていると考えております。

しかし、平成15年頃より急速に進みました行政のスリム化、民間活力の活用という部分において、指定管理者制度も導入されたわけでございますけれども、管理公社としての部分については少し見方が変わったのかと思っております。それまでは、市の出資法人として、市の方針に従い管理している状態であったものが、自らの成長と競争原理が求められる対象となりました。それに伴い、管理する施設の再編が行われたものと考えております。

これまでの施設の特性を生かした事業、例えばスポーツの普及、健康づくり、文化の育成など、市民活動に大きく貢献しているところは十分承知しているところでございます。しかしながら、下田市の施設管理のあり方、振興公社の今後の体制を含め、改めて考える必要があるものと考えております。

続きまして、消費税の節税のところでございます。

グレーゾーンとは何かというところでございますが、さきの議会におきまして議員の質問に対し、グレーゾーンがあるという答弁をした部分につきましては、後ほどの質問に対する答弁と重なる部分がございますが、平成28年に豊田市に対し補助金、それから消費税の取り扱いについて聞き取りをした経過がございます。その中で、公社等への委託料、指定管理料

と人件費、補助金の関係について、何度も外部監査で指摘を受けているという経過がございます。その内容は、協定書が締結され、業務の内容が特定されている中で、業務の対価として指定管理料が支払われる形となっているのに、人件費分を除外して指定管理料を支払っているのは問題である。人件費分が補助金として指定管理料とは別途に交付されているのであれば、その委託料、指定管理料が適正な価格であるか判断も全くできないところに大きな問題がある。また、市の出資法人等である公社等に運営費補助金としての人件費補助金が必要であったとしても、本来それは指定管理業務そのものとは関係ないものであって、人件費補助金は別途検討するものである。したがって、指定管理業務に係る人件費については、補助金として交付するものではなく、指定管理料に含めて積算することが必要であるなどというものでございまして、これらを受けまして、単純に節税のために人件費分を補助金として支出してよいかとの判断には至りませんので、グレーゾーンという表現をした次第でございます。

また、人件費を指定管理料に含めなければならない理由でございますが、法において、人件費を指定管理料に含めなければならないとの規定はございませんが、指定管理料は業務の対価として支払うものであり、人件費の積算が行われなければ、その業務が適正な人員配置で行われているのか、必要とする職種または職位の者が充てられているのか、人件費単価は適正かなどの評価が行えないこととなります。

また、非公募という形を今現在とっているわけですがけれども、本来の指定管理者制度の趣旨からすれば、御指摘のとおり、従来では民間で行われなかった公の施設の管理をできるようにしたものであり、公募という形をとれば、当然に、民間業者の参入もできること、想定されることから、その際に、指定管理者の人件費を除く指定管理料と民間業者の人件費を含む指定管理料を比較するということはできませんので、当然に、指定管理料には人件費を含まなければならないと現在思っております。

また、沢登議員の質問のところ、その出張の経過ということでございますけれども、今も述べましたけれども、調査した際に行われていたことに対し、当該市の監査で問題が指摘されているという事実からいたしますと、そのままその方法を採用するという結論には至らなかったということでございます。しかし、先ほども申し上げましたが、次の指定管理の更新手続に向けて課題を整理していきたいと思っております。

私のほうからは以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） よろしいですか、沢登議員。

13番 沢登英信君。

- 13番（沢登英信君） 洪水の問題について、全くこの市長及び当局の見解が大間違いをしているということを指摘したいと思うわけであります。この県が出しました31年1月10日の資料を見ますと、実績最大降雨、日本全国を15の地区に分けて、中部地区に降った実際の雨量を、この伊豆半島下田に降ったらどうなるかと、こういう想定をしたところが、15時間で678.5ミリになるんだと、こういうことなんです。実際に起きたことの実例でこの数字が出ている。そして、1,000年確率の計算というのは、伊豆半島、石廊崎の測候所とか東の測候所等々のデータをやると、338.4になりますよと。だからある課長さんはこれを間違えて、1,000年の確率だから2,000年の分じゃないかと、678。こんな大間違いをしている。

この台風19号で箱根に降った雨量は、市長、どれだけだか御存じですか。800ミリですよ。あるところでは1,000ミリ降っているんですよ、現実には。1,000年先の話ではないと。現実には台風19号で800ミリも、隣の神奈川県では、箱根山では降っていると。こういう状態の中で、県は心配になったからこれを公表しているという、こういうことだと思うんです。それを1,000年先だから問題ないんだと、こんな認識では、是非とも改めていただきたいと。

そして、この確率というのは、30年に70%で東海地震が来ると言っていますけれども、これと同じで、明日来るか、明後日くるかわからない。確率の問題であって、1,000年先の問題じゃないんです。そこら辺の大間違いを是非正していただかないといけないと。

それから、防災課長が言っていますように、庁舎におきまして、庁舎に行く道路が水没しちゃっているわけです。そこに行けないんです。職員が集まらないという事態が出てくるでしょう。そういうことがなぜ想定できないのか。全くここでいいんだという判断しかしていないから、本当に国や県が、こういう心配があるんですよ、50棟もの民家が河内地区では倒壊するかもしれないという地図を示しているわけです。5メートルや10メートルになれば、家屋が浮き上がって流れていってしまうと、こういうことを想定しなさいということになっているわけですから、それはもう市民の生活をどう守るか、生命、財産をどう守るかという、大変な事態になっているというこの認識をまずいただきたいと思うわけです。それでなければ、この私との議論がなかなかみ合わないというか、市民の暮らしを守れないということになるだろうと私は思うわけです。

それで、風車のことについて……

- 議長（小泉孝敬君） 沢登議員、5分前です。
- 13番（沢登英信君） 風車のことについて言えば、石井直樹市長は、風車はこの下田にふ

さわしくないと、したがって、南伊豆や河津に風車ができても、この下田にはそういう風車はないと、こういう姿勢を守ってきているわけです。ところが、下田だけにかかわらず東海岸全部にわたるような洋上のこの風力というのは、科学的な根拠がなければわからないというような、その科学者の立場に立つんではなくて、市長としてこれをどうするんだと、政治的な判断を今しなければならない、そういう課題だと私は思うわけです。

昨日の橋本議員の質問も、まさにそういう、私に言わせれば無責任な、市長としての姿勢を投げつけている。科学者に聞けばいいんだと言うなら、市長は科学者にやってもらったらどうだと、こういう話になるわけですから、そのこのところはきっちりと改めていただいて、市民の生命、財産、暮らしを守っていくのに、この洋上風力というものはどういうものかという、市長としての政治的な判断が早急に求められている。

そして、この環境影響調査というのは、基本的には、環境に被害が起きないように事業を進めてくださいよと、そのことで市民に知らせますよと、問題があるなら市民は反対運動を起こしてストップしてくださいよと、こういう枠組みになっているんだと思うんです。ですから、今、そういう意味では、今大きな行動を起こさなければ、この事業を、逆川にしましても、洋上風力にしましても、ストップすることはできなくなってしまって、大変な被害を市民が受けるということにつながっていくんだという心配を大多数の市民がしているわけです。それに対する真摯な姿勢と答弁を市長に求めたいと、反省を求めたいと、こう思うわけです。

○議長（小泉孝敬君） 市長。

○市長（福井祐輔君） 私の政治的な判断で、昨日の答弁のようになりましたけれども、市としても、本当に大多数の人がそういう洋上風力発電に反対しているのか、あるいは賛成しているのか、まだ状況をつかめていない状況でございます。風景、景観に対してはかなりの影響があるということは、それは理解しております。

しかし、これをもって、昨日も答弁させていただきましたけれども、反対というふうな根拠には非常に薄いんじゃないかというふうに思っております。景観については、日本の国においても、いろんなところで裁判になって、訴訟が起きております。そういう観点から、もう少し科学的な根拠を求めたいというふうに考えて、昨日は答弁をしたわけでございます。

また、洪水のおそれにつきましては、もう設計の段階からこういうこともあり得るということで発電機を4階に上げておりますので、それは今までのように考えておれば十分対応できるということでございます。

以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） 13番、沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 対応できるじゃなくて具体的に、それでは恐らく、灯油かガソリンか知りませんが、発電機や除水口は3階にもあるでしょうけれども、2階に多くを持って来るんだと思うんです。トイレはどうするだとか、先ほど言った、周りが水浸して役所に行けなくなっちゃうわけですから、そういう事態をきっちりと想定して検討をしてくださいということを言っているんです。ですから、もう検討済みだからいいなんていうような答弁ではなくて、是非検討していただきたいと。

市長は、ここは水が来るところだと、私の質問に対して、このハザードマップ上、来ないことになっているから想定しなくていいんだと。津波なんか想定せずに1階のことを考えていたんじゃないんですか。ですから、その都度都度で答弁をすればいいじゃなくて、真実のところ、市民にとってどうなのか、庁舎も含めて、浄水場も保育園も警察も恐らく入るんじゃないですか。水没地域も含めて、大問題になるわけですよ、市長。庁舎だけよければいいなんて、こんな問題じゃないんです。50軒からのうちが流れるということを想定しているんですから。ですから、是非そういう観点でお考え直しをいただきたいという具合に思います。

それから、消費税の節税のことについては、是非進めていただきたいというのはわかりました。この26年と21年の外部監査の報告をもって指摘をしているかと思いますが、これらの外部監査は、豊田市そのものは反論をして、現在も豊田市の考えで節税でやっているんです。時間がないからこれだけしか言いませんけれども、これは研究していただければ、現実にはやっているものを、外部監査がどうだこうだと言ったって、税務署が認めて現実にはやっているんです。何億もの節税になるんです。下田で言えば1,100万の節税にしかありませんけれども、長野の駒ケ根市も現実にはやっているんです。それをグレーゾーンなんていうような曖昧は、僕に言わせれば、皆さんの頭の中がグレーゾーンだと。これを明確にしていきたいと思うわけです。

それから、水源保護条例を作ってくださいというので、大変長らく言ってきたのを応えてくれて大変ありがたく思いますけれども、河津の条例に基づいて、近傍者だから協議ができるなんていうような情けない話ではなくて、是非、下田に影響するんですから、下田の土地利用委員会に申請書を出しなさいと。こういうことができるような条例改正をしろということを言っているんです。それに対する答弁がございませんので、是非とも市長の答弁をお願い

いしたい。

○議長（小泉孝敬君） 市長。

○市長（福井祐輔君） その条例改正についてもこれから検討していきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） これをもって、13番 沢登英信君の一般質問を終わります。

報第9号及び報第10号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（小泉孝敬君） 次は、日程により、報第9号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度下田市一般会計補正予算（第5号））、報第10号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度下田市一般会計補正予算（第6号））、以上2件を一括議題とします。

当局の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（日吉由紀美君） それでは、報第9号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度下田市一般会計補正予算（第5号））につきまして御説明申し上げます。

議案件名簿の1ページをお開きください。

報第9号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、地方自治法第179条第1項の規定により、専第6号 令和元年度下田市一般会計補正予算（第5号）を別紙のとおり、令和元年10月8日に専決処分したことにつき、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

別紙緑色の補正予算書及び補正予算の概要を御用意ください。

補正予算の内容でございますが、令和元年9月8日に発生した台風第15号による被災復旧経費を補正するもので、早急に対応しなければならないものとして、予備費及び9月定例会で一般会計補正予算（第3号）として議決いただきました後に、なお不足する経費につきまして、今回専決させていただいたことにつき御承認いただきたいものでございます。

それでは、改めまして補正予算書の1ページをお開きください。

令和元年度下田市一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳出予算それぞれ3,703万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ122億8,206万

4,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるというもので、予算書の2ページから5ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、後ほど補正予算の概要により御説明申し上げます。

次に、第2条地方債の補正でございますが、地方債の追加は、第2表地方債補正追加によるというもので、補正予算書の6ページをお開きください。

地方債の追加は1件で、単独河川・道路橋梁施設災害復旧事業、限度額は390万円で、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

それでは、歳入歳出予算補正の主な内容につきまして、補正予算の概要により御説明申し上げます。

恐れ入りますが、補正予算の概要の2ページ、3ページをお開きください。

歳入でございますが、総務課関係、18款2項1目1節財政調整基金繰入金は2,900万円の増額で、今回の補正財源とするものでございます。21款1項11目2節現年発生単独災害復旧事業債は390万円の追加で、9月に追加補正予算で計上いたしました単独河川災害復旧工事3件に起債が充当可能となったため、追加するものでございます。

産業振興課関係、14款2項8目1節国庫・農林水産施設災害復旧費補助金は413万5,000円の追加で、須原畑山農業用施設災害復旧工事に対し国庫補助金を受け入れるものでございます。

4ページ、5ページ、歳出でございますが、各事業名における9月8日災につきましては、説明では省略させていただきます。

総務課関係、10款4項1目7590単独総務施設災害復旧事業20万円の追加は修繕料で、白浜市有地倒木除去修繕料、12款1項1目予備費49万8,000円の増額は歳入歳出調整額でございます。

防災安全課関係、10款4項2目7632単独防災施設災害復旧事業2,034万5,000円の追加は委託料で、敷根避難路の倒木、手すり、階段撤去業務を委託するもの。

福祉事務所関係、3款5項1目1800災害救助総務事務14万4,000円の追加は災害見舞金等で、家屋の半壊2人、一部損壊7人に係る見舞金でございます。

産業振興課関係、10款1項1目7001公共農用施設災害復旧事業670万円の追加は、須原畑山農用施設災害復旧に対する測量業務委託50万円とワサビ田のモノレール復旧工事に係る工

事費620万円でございます。

建設課関係、10款2項3目7434単独河川災害復旧事業180万円の追加は、普通河川梶沢川ほか6件の倒木除去等修繕料でございます。同4目7497単独道路橋梁施設災害復旧事業310万円の追加は、時間外勤務手当及び市道数沢洞線倒木除去ほか6件の復旧修繕料でございます。同4項5目7602単独都市公園施設災害復旧事業74万8,000円の追加は、中村中央公園ほか3公園の復旧修繕料でございます。

学校教育課関係、10款3項2目7571単独学校施設災害復旧事業350万円の追加は、下田東中学校の法面復旧に係る測量業務委託料及び復旧工事費でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、報第9号 専決処分の承認を求めることについてに係る、専第6号 令和元年度下田市一般会計補正予算（第5号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、報第10号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度下田市一般会計補正予算（第6号））につきまして御説明申し上げます。

議案件名簿の2ページをお開きください。

報第10号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、地方自治法第179条第1項の規定により、専第7号 令和元年度下田市一般会計補正予算（第6号）を別紙のとおり令和元年10月13日に専決処分したことにつき、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

別紙ピンク色の補正予算書及び補正予算の概要を御用意ください。

補正予算の内容でございますが、令和元年10月12日に発生した台風第19号による被災復旧経費を補正するもので、早急に対応したいため、予算を専決させていただいたことにつき御承認いただきたいものでございます。

それでは、改めまして補正予算書の1ページをお開きください。

令和元年度下田市一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億981万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ123億9,187万8,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるというもので、予算書の2ページから5ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、後ほど補正予算の概要により御

説明申し上げます。

次に、第2条地方債の補正でございますが、第1項地方債の追加は、第3表地方債1追加による。

第2項地方債の変更は、第3表地方債補正2変更によるというもので、補正予算書の6ページをお開きください。

地方債の追加は4件で、1件目は、地方債の目的、公共河川・道路橋梁施設災害復旧事業、限度額は1,460万円で、市道大浦鍋田通線ほか2件の災害復旧経費の財源として起債を発行するもの。2件目は、公共水産施設災害復旧事業、限度額は430万円で、田牛漁港沖防波堤災害復旧工事の財源とするもの。3件目は、単独観光施設災害復旧事業、限度額は340万円で、鍋田浜公衆トイレ災害復旧工事の財源とするもの。4件目は、単独都市公園施設災害復旧事業、限度額は200万円で、下田公園法面復旧工事の財源とするもので、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

地方債の変更は1件で、起債の目的は、単独河川・道路橋梁施設災害復旧事業、限度額を390万円から640万円に増額するもので、10月8日専決予算で計上した限度額に今回補正分の市道恵比寿島循環線災害復旧工事を追加するもので、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

それでは、歳入歳出予算補正の主な内容につきまして、補正予算の概要により御説明申し上げます。

恐れ入りますが、補正予算の概要2ページ、3ページをお開きください。

歳入でございますが、総務課関係、18款2項1目1節財政調整基金繰入金は4,500万円の増額で、今回の補正財源とするものでございます。21款1項1目1節現年発生補助災害復旧事業債は1,890万円の追加で、公共河川・道路橋梁施設災害復旧事業1,460万円、公共水産施設災害復旧事業430万円。同2節現年発生単独災害復旧事業債は、単独河川・道路橋梁施設災害復旧事業250万円、単独観光施設災害復旧事業340万円、単独都市公園施設災害復旧事業200万円で、各課復旧事業の財源とするものでございます。

産業振興課関係、14款1項2目1節国庫・農林水産施設災害復旧費負担金は866万6,000円の追加で、田牛漁港沖防波堤災害復旧工事に対し国庫補助金を受け入れるものでございます。

建設課関係、14款1項2目2節国庫・土木施設災害復旧費負担金は2,934万8,000円で、市道大浦鍋田通線ほか2件の災害復旧経費に対し国庫補助金を受け入れるものでございます。

4ページ、5ページ、歳出でございますが、各事業名における10月12日災につきましては、

説明では省略させていただきます。

総務課関係、10款4項1目7591単独総務施設災害復旧事業22万円の追加は修繕料で、下田海中水族館裏市有地に流入した土砂の撤去修繕料。12款1項1目予備費11万7,000円の増額は、歳入歳出調整額でございます。

防災安全課関係、3款5項3目1841災害対策事業156万9,000円は、避難所で使用した毛布洗浄手数料。10款4項2目7633単独防災施設災害復旧事業142万1,000円の追加は、避難路、同報無線等の修繕料。

福祉事務所関係、3款5項1目1800災害復旧総務事務18万1,000円の追加は災害見舞金等で、床上浸水3人、一部損壊6人に係る見舞金でございます。

産業振興課関係、10款1項4目7152公共水産施設災害復旧事業1,796万円の追加は、田牛漁港沖防波堤災害復旧に対する事務費、復旧工事費。同5目7213単独農用施設災害復旧事業549万円の追加は、横川地区湯ヶ野田用水路ほか9か所の修繕料。同6目7234単独林用施設災害復旧事業108万円の追加は、林道立間線ほか4か所の修繕料。同8目7246単独水産施設災害復旧事業612万円の追加は、白浜漁港（板見地区）白標識等9か所の修繕料、田牛漁港の漂着物運搬処理工事。4項3目7620単独保健休養林施設災害復旧事業97万円の追加は、爪木崎の遊歩道、管理事務所屋根修繕でございます。

観光交流課関係、10款4項4目7648単独観光施設災害復旧事業1,177万1,000円の追加は、白浜大浜海水浴場公衆トイレ階段ほか8か所の修繕料、鍋田浜公衆トイレ復旧工事。

建設課関係、10款2項2目7361公共道路橋梁施設災害復旧事業4,676万2,000円の追加は、市道大浦鍋田通線ほか2件の災害復旧に係る事務費、測量業務及び復旧工事費でございます。同3目7435単独河川災害復旧事業295万円の追加は、普通河川八木山川ほか2件の埋塞等修繕料でございます。同4目7498単独道路橋梁施設災害復旧事業905万円の追加は、市道八木山線ほか16件の倒木除去及び市道恵比寿島循環線の復旧工事費でございます。同5目7505単独住宅施設災害復旧事業10万円の追加は、上河内住宅及び丸山住宅の修繕料でございます。同4項5目7603単独都市公園施設災害復旧事業338万円の追加は、本郷公園ほか2公園の復旧修繕料及び下田公園法面復旧工事でございます。

生涯学習課関係、10款3項4目7573単独社会教育施設災害復旧事業67万3,000円の追加は、吉佐美運動公園トイレガラス修繕ほか4件の修繕料でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、報第10号 専決処分の承認を求めることについてに係る、専第7号 令和元年度下田市一般会計補正予算（第6号）の説明を終わらせてい

ただきます。

御承認のほどよろしくお願い申し上げます。

- 議長（小泉孝敬君） 当局の説明が終わりましたが、ここで休憩をしたいと思います。

午後 1 時まで休憩いたします。

午前 11 時 58 分休憩

午後 1 時 0 分再開

- 議長（小泉孝敬君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

これより各議案ごとに質疑を行います。

まず、報第 9 号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度下田市一般会計補正予算（第 5 号））に対する質疑を許します。

7 番 滝内久生君。

- 7 番（滝内久生君） 専決予算については、多額の財調を突っ込んで、財政的には大変厳しい状況ということは理解しておりますけれども、今回の災害で認定外道路について倒木報道がたくさんあったと思いますけれども、問い合わせが建設課あたりにかなり来ていたと思うんですけれども、従来は認定外道路については、受益者負担が大原則ですよという話で統一してやってきた経過があります。ただ、農業、林業の用に資する作業道路、認定外道路を使っている作業道としての活用をしている部分については、何らかの対応はできないのかなという思いがありまして、その見解について伺います。ちなみに平成 3 年災のときには、作業道として対応してきました。その辺の見解をひとつお聞かせ願います。

それから、農林道の用に資する認定外じゃなくて、通常の認定外道路についても、かなりこの今回の台風でも崩れたりなんだっているのは事例はあるんですけれども、そろそろ認定外についても予算化してきてもいいのではないかなというふうに思いますが、その辺はいかがでしょう。

ちなみに、平成 31 年度予算、土木総務費の中に修繕費が計上されています。多分この修繕費というのは車両の修繕だけではなくて、認定外道路の機能維持のための予算が含まれていたかと思いますが、その辺もあわせて確認させていただきたいんですけれども、そろそろ認定外道路についても手当する時期に来ているのではないかなと思いますが、その辺について伺います。

- 議長（小泉孝敬君） 建設課長。

○建設課長（白井達哉君） 認定外道路の関係で、従来、認定外道路につきましては、機能的な管理は使用される方に、財産的な管理は市のほうでということをやっていたんですけども、ただ、日常的な草刈りとかそういったものじゃなく、本当に災害レベルで損傷した道路を利用者の方だけでというのはなかなか無理がある、実際そういう実態はわかっております。議員御指摘のとおり、土木総務費の修繕費につきましては、車両の修繕等以外に、その認定外道路の修繕のために、担当課長として、20万ぐらいはそこに充てるものとして考えております。

ただ、もう現実的にはその20万で下田市内全部の認定外は難しいので、今後、徐々に予算を増やしていきたいというのは担当課の考えで、少しずつ要求額は増やしていく考えております。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 7番 滝内君。

○7番（滝内久生君） 産業振興課は答えないの。

○議長（小泉孝敬君） 産業振興課長。

○産業振興課長（樋口有二君） 特に農道、林道については、認定外のものについての予算というのは、先ほど建設課さんのほうで申し上げたもので、我々の課のほうで対応するといったことは、特には予定はないです。基本的には、こちらのほうで管理している林道、農道というものを基本にしてございます。そちらは、認定外の道路であっても、農業、林業に支障があるといった際には、何かしらそういった、そこを使って農業、林業をやっている方と相談して、その都度対応を検討するということにしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 7番 滝内久生君。

○7番（滝内久生君） 建設課長の力強い言葉、ありがとうございます。

財政的にも、新年度の予算編成をやっておりますけれども、今20万円程度だということなんですが、徐々に増やして、また選挙も近いですから、その辺は財政担当の課長も考慮してくれると思いますので、よろしくお願いします。

農業用施設については、あくまでも認定外の道路を、農業、林業の用に使っているということになりますと、農業用施設、林業用施設でありますので、その辺も、過去にそれに対応してきますので、その辺の配慮が、やっぱりやったのが平成3年の頃だもんで、今の職員はわからないと思いますので、そういう対応も過去してきたということ、事実がありますので、

その辺も考慮して対応していただきたいと思います。

終わります。

○議長（小泉孝敬君） ほかに。

12番 大川敏雄君。

○12番（大川敏雄君） 9月8日災のこの復旧事業で注目したいのは、敷根の避難路の災害復旧であります。御承知のとおり、この避難路は、30年度に初めて最初に3,493万5,000円投入して、そのうち3分の1補助をいただいて申請したばかりであります。そういう中にあって、今回の災害で2,034万5,000円、補正がかかると、こういうことではありますが、ここで質問しておきたいのは、この復旧適用に倒木除去と手すりの撤去ほかとなっているんですが、倒木があって、恐らく手すりや今回作った構造物に被害が発生しているんだなと思います。

したがって、この2,034万5,000円の被害は、内容的にはどういうものであるかと。いわゆる、もっと言えば、倒木によって手すりが壊れましたと。相当、恐らく壊れていると、破損していると思いますが、これらの費用も含んで2,034万5,000円の復旧費がかかると、こういうことであるかをまず1点質問いたします。

それから、この市が作った構造物に対して、今回は生で2,000万円出すんですけれども、この種の施設に対しての保険というものが適用できないんだろうかと。なるべくは自己負担を減らすと。この辺の実態を説明していただきたいと思います。

加えて、本年の、いわゆる令和元年の引き続いての避難路のこの新設道路に、当初予算で3,400万を超える予算をまた上げて、既にもう恐らくこれは契約済みだと思います。恐らくこの被害があった前後に契約をしていると思いますが、この辺について、3分の1を、イエローゾーンだとか何とかといろんな政策があるようでありますけれども、補助を増やす交渉をしていただいて、そして自主財源を減らしていくと、こういう努力も一方必要だと思います。そういう点について、まず最初質問いたします。

○議長（小泉孝敬君） 防災安全課長。

○防災安全課長（土屋 出君） まず、この台風15号における敷根避難路倒木除去業務の委託についてですけれども、これにつきましては、針葉樹250本、広葉樹100本、合計350本の伐採とその処理のお金、それと一部手すり等が壊れている部分の撤去というお金を計上させていただいております。一応、先月入札をして、相手も伊豆森林組合のほうと契約をしております。

それから、保険の関係なんですけれども、避難路ということで損害保険については、歩い

たときにけがをしたとかということの保険はかけておりますけれども、復旧する保険というのはかけていないと思われます。

それから、敷根避難路の２期工事の関係なんですけれども、津波災害警戒区域イエローゾーンの指定をとるべく、今現在作業中であります。11月で地元説明会も終わりました、何とか２月中にその指定をとるべく作業を進めているわけなんですけれども、それになりますと、頑張る市町交付金というのがございまして、当てはまる事業については、今まで３分の１上限ありが、３分の２上限なしということで、それに当てはまる工事としまして、デジタル同報無線が当てはまります。デジタル無線につきましては、当初予算５,０００万ぐらいの補助が３億円近くもらえるという形にもなっていますし、敷根避難路につきましても、現在工事を行っている部分については当初３分の１でしたけれども、２月末に指定を受ければ今年度工事も適用ということなので、３分の２で上限なしの補助をいただけるということでもあります。今回被害に遭った敷根避難路につきましても、今、県と相談して、何とかその補助をいただけるような形で交渉しているところでございます。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 12番 大川敏雄君。

○12番（大川敏雄君） 今、今回被害を被った復旧作業に対して全く補助がないと。しかし、恐らく倒木を除去した後に、平成30年度執行したこの構造物が被害を被っていることが十分想定されるわけです。したがって、今、課長が答弁されましたように、今回のこの該当する場所も、相当の金額が、恐らく被害が出ているんだらうと私は推測いたします。

したがって、これをまた更に生で、新設した構造物を復旧するということは、大変もったいない話であって、何とかこの事業については補助対象にさせていただくと、こういう努力をしていただきたいと思います。

それから、今年の分でございますが、倒木の除去が350本と言って、びっくりしたんですが、今回、令和元年度分の発注した工事について、なるべく倒れても被害を被らないと、こういう戦略をある程度広げるとか、これは契約しているので、いささか交渉ということもできないかもしれませんが、少なくとも今回の台風は、恐らく来年も出てくるだろうし、同じようなことをやったら大変なことになるなと、こう思いますので、何か９月８日の被災の反省に立って、令和元年のこの事業の執行分についてはなるべく被害を被らない、こういう作業を工事内容にいたしましたということがあれば教えていただきたい。

○議長（小泉孝敬君） 防災安全課長。

- 防災安全課長（土屋 出君） 今回、台風15号で大きい木がいっぱい倒れました。実際あそこを歩いてみますと、ゲートボール場から尾根を歩いてきまして敷根に降りるところまでは国道の上なんです。そうしますと、倒れた木をそのまま置いておきますと、また大雨とか風によって国道に落とされる危険性がありますので、今回の業務委託では、その木を処理する形で、外へ出す形で設計を組ませて、やらせていただきました。次の災害等には、なるべくほかの施設等に迷惑がかからないような形でやりたいと思っております。

以上です。

- 議長（小泉孝敬君） 大川議員。
- 12番（大川敏雄君） 是非、今年の分もそういう面では完成いたしました。また同じようなことが、大きな被害額を被ると、こういうことのないような面につきまして、十分、執行において配慮していただきたいと思います。

ここでもう一度聞きたいんですけども、こういう避難路についての保険加入というのは、これは不可能なんですか。

- 議長（小泉孝敬君） 総務課長。
- 総務課長（日吉由紀美君） 総務課のほうで、全国市有物件災害共済会のほうで保険をかけております。今回、施設等建物とか工作物、あるいは動産について保険をかけていまして、損害額が5万円以上の場合に保険請求ができるということになっていきますけれども、建物とかそういうものについて保険をかけているものですから、そちらの避難路のほうは対象にはなっていないということでございます。すみません。
- 議長（小泉孝敬君） 3回ですから。大川議員、3回。
- 12番（大川敏雄君） 今回被災した施設に対してかけていないというのはわかったけれども、対象にならないのかどうなのか。対象になるのであればやっぱり全部やった方が良いと思うんだよね。

- 議長（小泉孝敬君） 総務課長。
- 総務課長（日吉由紀美君） そちらにつきましては、今、すみません、お答えすることはできないんですけども、調べてみたいと思います。すみません。
- 議長（小泉孝敬君） ほかに。

13番 沢登英信君。

- 13番（沢登英信君） 大川議員の御指摘は、私もごもっともだと思うわけです。3,400万からかけて、できたと思ったら、2,000万を超えるこの災害復旧費が必要だと、こういうこ

とで、この事業をすれば、再度倒木で同じような形でも、通れなくなるというようなことがないのかなのか。やはり避難路として作っても、避難路としての役割が果たせないという、こういうことであってはいけないと思うわけです。そうしますと、手すりや倒木の撤去だけにとどまらず、日常的に管理をするというような体制がなくては、ここの避難路が避難路として役立たないということを意味しているのではないかと思います。そのような点についてどのようなお考えや対策があるのかお尋ねをしたいと思いますし、そういう方向を検討していないとしたら、是非とも検討していただきたいと思うわけであります。

以上です。

それから、学校単独債が350万ほど補正が出ておりますが、具体的にどういう内容で、今後、これできっちりの対応ができるのかなのか確認をさせていただきたいと思います。

○議長（小泉孝敬君） 防災安全課長。

○防災安全課長（土屋 出君） 防災安全課で管理している施設につきましては、定期的に歩いたり、あとは、人が歩きますので、草刈りとか、あとは大きくなった木の伐採等については管理しておりますので、その点については定期的にやっているということをお願いしたいと思います。

○議長（小泉孝敬君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 仁君） 7751単独学校施設災害復旧事業でございます。こちらは、下田東中学校、校舎の玄関から体育館へ向かって上がっていく坂道がございます。その右側が斜面、法面になってございまして、そちらの台風で崩土が起きまして、崩土を除去して、それから倒木がありまして、それを処理した。それを処理したところ、また崩土が発生したということで、そちらを吹きつけ工事をやるというような内容でございます。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） よろしいですか。

13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） この管理については、課長自ら草刈り機を持ち出して広場を刈ってくれたと言って、広岡の区長さんは大変褒めているというか感謝をしていたようでありますけれども、是非地元の人たちの管理を含めた体制というものを検討していただいたらと、こういう具合に思うわけであります。

それから学校については、先日的一般質問の中でも、雨漏りがあるというような形で、市長は早急に直してくださるというような答弁をされていましたが、是非ともそういう

ことがないように、ここだけではなく全般を見直した体制をとっていただきたいと要望して
終わりたいと思います。

○議長（小泉孝敬君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） 御異議がないものと認めます。

よって、報第9号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度一般会計補正予算（第5号））は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、報第10号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度下田市一般会計補正予算（第6号））に対する質疑を許します。

10番 橋本智洋君。

○10番（橋本智洋君） ちょっと2点ほどお聞きしたいんですが、先ほど沢登議員の質問の中で観光交流課長が答弁されていたと思うんですが、多々戸のトイレの横と言いましたっけ、階段のコンクリートのところが結構えぐれていて、砂がなくなっているところがあると思うんですが、その辺もその中に入っているんでしょうかね。監視所のもっと入田寄りのほうの、それもこの専決の中に入っているのかというのをちょっと1点お聞きしたいのと、あと7498事業で恵比寿島の循環線、これは橋もたしか破損していたような気がするんですが、橋の周りも含めた部分のこの専決の金額なんですか。その2点をお聞きしたいです。

- 議長（小泉孝敬君） 観光交流課長。
- 観光交流課長（永井達彦君） 多々戸のトイレ、シャワー室の前の砂がえぐられて、さらわれてなくなって、非常に段差ができたというところで、今、鉄管で階段を作って、降りられるようにしてあります。それは災害ではなくて、普通の修繕費のほうで対応しました。
- 議長（小泉孝敬君） 建設課長。
- 建設課長（白井達哉君） 恵比寿島循環線は、橋を渡った先、島の周りの歩道部分でございます。
- 議長（小泉孝敬君） 10番 橋本智洋君。
- 10番（橋本智洋君） 多々戸のそのこのところは理解しているんですけども、そのさらに入田寄りのほう、何ていうんですかね、砂利の駐車場があって、こうコンクリートの階段のようになっている、その下がえぐれて、砂がなくなっているところがあると思うんです。そのこの部分はどうなりますでしょうか。そこをちょっとお聞きしたいなというのと、恵比寿島は、あれ、渡る橋は破損していませんでしたっけ。私の記憶違いかもしれないですけども、そこは、修繕はあるなしだけでもちょっと教えていただけますか。
- 議長（小泉孝敬君） 産業振興課長。
- 産業振興課長（樋口有二君） 多々戸のその入田のほうに近い、要するに護岸の崩れたところですか。あちらは、今回の今質疑を受けている専決のほうで、あそこの護岸の修繕を入れております。
- 以上です。
- 議長（小泉孝敬君） 建設課長。
- 建設課長（白井達哉君） すみません、橋そのものの破損は把握しておりませんので、また点検して、必要であれば災害にかかわらず通常の維持費で対応したいと思います。
- 議長（小泉孝敬君） 3回目です。
- 10番（橋本智洋君） 最後にちょっとお聞きしたいのは、やはりこれだけたくさん急遽専決があると、漏れも、漏れというか、今後まだ出てくることもあるんじゃないかなと思うんですけども、そのあたりの対応、対策に関してちょっと方向性をお聞きしたいと思います。
- 議長（小泉孝敬君） 総務課長。
- 総務課長（日吉由紀美君） すみません、後から出てくるということはあると思ひまして、それから、12月補正で、実は専決、さきに予算をとった部分につきまして、さらに必要になった部分が一部出ているものがございます。それから、今回専決の部分につきましては、財

源手だてとして、財調を取り崩してということで手だてしましたがけれども、その後の起債協議の中で起債充当が可能な部分もございましたので、そちらについてはまた12月で起債を新たに借り入れるということもしております。

ですので、後からわかったものについては、随時、そのときにもうどうしてもわかってすぐにやらなければならないものであれば、そのとき予備費をとということにもなりますし、大きなものとか起債を充てなければいけないものとか出てくれば、その都度補正に上げていくということになると思います。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） ほかにありませんか。

13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） たしか前回も、吉佐美、入田の浜のこの大波によります被害ですね、奥のほうは、漁協管理というんでしょうか、階段がある石の積みがあるところは一定の復旧をするという御答弁をいただいているんですが、ちょうど真ん中あたりに同報無線の大きな柱がありまして、その根元がもうちょっと危ないかなと思うような状態で、掘れているという状態になっていまして、新たなデジタル無線のときにあわせて検討しますと答弁いただいているんですけれども、できるだけ早く対応をしてほしいというような思いと、心配が地元の人からも出されていますので、ちょっとこれと直接はかかわらないかもしれませんが、同じそれがまた大きな災害になってはまずいなという思いもありまして、どんな形で定期的に進められることになるのか。

それから、2メートルからのこの入田浜の段差は、しょうがないということで放置するような形になるのか、一定の手だてが何らかの形で地元と協力して進められるようになるのか、そこら辺のことについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（小泉孝敬君） 防災安全課長。

○防災安全課長（土屋 出君） デジタル無線の電柱の関係だと思われますけれども、一応、デジタル工事の中でそれを撤去することにはなっていますので、今回の専決の補正の予算の中には入っていません。もう業者のほうでやることにはなっていますけれども、まだやっていないということであれば、早急にやらせるようにしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（小泉孝敬君） 産業振興課長。

○産業振興課長（樋口有二君） 入田浜のえぐれちゃった海岸の砂についてなんですけれども、

先日の全員協議会ですとか語る会とかでもお話しさせて、さっきの答弁でも少しお話ししているんですけども、結局、海岸を砂が出ないように守るような事業というのは、地元の意向とかも確認しまして、県とかとも協力して、海岸保全の事業としてやっていくという可能性はございますので、そういった検討を地元を含めて始めていくということでお答えさせていただきます。

以上です。

- 議長（小泉孝敬君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小泉孝敬君） これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小泉孝敬君） 御異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小泉孝敬君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小泉孝敬君） 御異議がないものと認めます。

よって、報第10号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度一般会計補正予算（第6号））は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議第73号の上程・説明・質疑・委員会付託

- 議長（小泉孝敬君） 次は、日程により、議第73号 下田市外ヶ岡交流拠点施設指定管理者の指定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

観光交流課長。

○観光交流課長（永井達彦君） それでは、議案件名簿３ページをお開き願いたいと思います。

議第73号 下田市外ヶ岡交流拠点施設指定管理者の指定について説明させていただきます。

地方自治法第244条の２第６項の規定により、指定管理者を指定することについて議決を求めるものでございます。

内容につきましては、１、指定管理者を指定する公の施設の名称は、下田市外ヶ岡交流拠点施設。２、指定管理者となる団体の名称は、一般社団法人下田市観光協会。３、指定の期間は、令和２年４月１日から令和５年３月31日までの３年間でございます。

公の施設の管理運営等に関するガイドラインに基づきまして、非公募としてございます。また、指定の期間につきましては、みなとまちゾーン活性化協議会や当作業部会等において、道の駅を含むエリアについて検討しており、４階の市史編纂室の移転等、今後改修も想定されることから、下田市公共施設利用推進協議会への諮問、答申を経て、指定期間を３年間としたものでございます。

提案理由でございますが、下田市外ヶ岡交流拠点施設の管理運営を指定管理者に行わせるためでございます。

それでは、内容につきまして、条例改正関係等説明資料により説明させていただきますので、お手数ですが説明資料の１ページをお開き願います。

外ヶ岡交流拠点施設は、平成27年４月１日から現在まで、一般社団法人下田市観光協会が管理を行っております。

まず、１の施設の概要でございますが、名称は下田市外ヶ岡交流拠点施設、所在地は下田市外ヶ岡１番地の１、施設の規模等については、完成年月日、平成12年９月25日、延べ床面積5,699平米、構造が鉄骨鉄筋コンクリート４階、一部木造平屋でございます。

２の指定団体の概要でございますが、団体名は一般社団法人下田市観光協会、設立は平成27年４月１日でございます。主たる事務所は下田市外ヶ岡１番地の１、代表者は会長山田孝志さんでございます。団体の目的及び実施する事業については、記載のとおりでございます。

３の施設管理及び運営の提案要旨でございますが、（１）管理運営を行うに当たっての経営方針ですが、観光協会の組織力により、適切な情報を発信し、ゲートウェイセンターとしての機能を拡大し、まち歩きの拠点として旧町内商店及び市内商業者との連携を図り、レンタサイクル、街中スタンプラリー等を継続活用し、活性化に努めるとしております。

（２）施設の管理については、ア、職員の配置として、観光協会事務局長が道の駅駅長を兼務し、統括責任者として任務を遂行し、各担当が連携し、施設の設置目的に沿った効率的

な管理運営を行うとともに、施設利用者へのサービス向上に努めることとしております。

2 ページをお願いいたします。

(3) になりますが、施設の運営についてですが、ア、年間の自主事業計画につきましては、アンテナショップ(まるごと下田館) への商品の出品の誘致、中心市街地との連携を図るため、レンタサイクル事業の支援やスタンプラリーを実施。ウッドデッキでのにぎわいを創出するために環境を整備するというものでございます。

(4) サービスを向上させるための方策といたしましては、ア、道の駅としてのサービス提供及び情報の一元化。イとして、電子決済においては、今後はスマホ決済導入を検討することとしております。

(5) 利用者等の要望の把握及び実現策として、メール、電話、アンケートの実施、意見書箱の設置等により意見聴取し、役員会、出店者協議会にて意見集約を図るとしてしております。

(6) 緊急時の対応でございますが、防犯、防災、緊急時について対応するというものでございます。

4 の指定管理者の指定申請をした理由につきましては、当協会の組織力及び経験を生かし、みなとまちゾーン活性化と有効利用を提案し実施していくとしたものでございます。

5 の指定管理料でございますが、令和 2 年度1,962万6,000円、令和 3 年度1,993万5,000円、令和 3 年度2,008万円となっております。指定管理料の支払い方法等詳細につきましては、別途年度協定を締結し、定める予定でございます。

4 ページは、管理運営費計画表でございます。

5 ページから 9 ページが、指定管理者の候補者選定に係る選定結果報告の写しを添付させていただいております。

6 ページの米印のところになりますけれども、選定結果を導き出すに当たってを御覧ください。2 行目ですが、選定結果を導き出すため、現状の指定管理運営状況を500点満点中の300点、60%として基準化し、さらに現状を上回る指定管理等の計画及び収支計画の提案がなされることを期待して、325点、65%を合格ラインとして設定することとしたもので、7 ページを御覧ください。結果として、合格ラインを上回る359.2点となり、一般社団法人下田市観光協会が指定管理者の候補者として適当と認める報告をいただいたものでございます。

10ページから39ページは、基本仮協定書及び仕様書でございます。11月18日に一般社団法人下田市観光協会と基本仮協定を締結させていただいたもので、今議会で可決いただけた場合に基本協定書となるものでございます。

以上、大変雑駁でございますが、議第73号 下田市外ヶ岡交流拠点施設指定管理者の指定についての説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小泉孝敬君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

7番 滝内久生君。

○7番（滝内久生君） 交流館の指定管理者の議案なんですけれども、観光協会で適当だと思えますけれども、以前、指定管理料についての算定に当たって、その指定管理者の営業努力によって出てきた利益をそのまま差引くのはいかがなものかという議論が、この前の6人の議員さんは知らないと思いますが、そういう議論があったかと思います。この選定委員会でこの辺の議論、要するに管理運営計画の費用の検討のときにそういう議会の意見があったということについて、選定委員会でこの点の議論があったかどうか、まず1点伺います。

それから、施設管理に係るリスク分担表がついていますよね。30万円未満については指定管理者が負担するんだというふうに書いてあります。過去にもベイステージについては、修繕料は細かいものは多分あったと思うんですけれども、指定管理者が負担した修繕費があったと思います。過去5年間の平均を算出して、それを施設管理事業の中の支出で修繕費を当然のせるべき話なのに、のっていないと。ということで、協定の中に、指定管理料は年度ごとに協議するというふうに書いてあるからいいんですけれども、この点を、本来、検討する時点で修繕費は過去に負担しているにもかかわらず、その項目がないというのはちょっといささか疑問だなと思ひまして、なぜこうなったのかを伺います。

それから、選定の関係ですので、観光交流課長じゃない部分で、総務課長になると思ひますけれども、資料の7ページ、審査結果の表の中で8番のその他、61.6%なんですよね。ほかの項目について、著しくその他というのが低くなっているんですけれども、どういう理由で低くなっているのかという、その以上3点、お伺いします。

○議長（小泉孝敬君） 総務課長。

○総務課長（日吉由紀美君） 下田市公の施設の指定管理者選定委員会、総務課のほうで行っておりますので、そちら、5ページから選定結果について報告をさせていただいたものでございます。

その会議、選定委員会の中で、指定管理者の自主事業のような収入を差し引くことについて、特にその審査の中では議論はありませんでした。8ページに選定委員会の選定の経過がございますけれども、そちらの中で、5回会議を開催いたしまして、施設を見たりとか、募

集要項、選定の基準を審査したりということで、最終的に第5回で選定結果を出させていた
だいたということでございます。

それから、その他のところ、すみません、詳細はなくて申しわけないんですけども、総
評の中に書かせていただいた中では、委員さんからの意見として、環境美化の部分とかでも
う少し頑張ってもらいたいよというような意見ですとか、防災への取り組みについて、防災訓練
を実施してくださいねとかいうところがありましたので、ちょっとそのところが8のその他
の部分かなというふうには思っているんですけども、すみません、今、手元にその点数の
ところがなくて申しわけないんですけども、そうした中で、総合得点としては325点、
65%の合格ラインに達したということでございます。

以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） 観光交流課長。

○観光交流課長（永井達彦君） 修繕の部分でございますけれども、この4ページの管理運営
費計画表の支出のほうの事務管理費がでございます。令和2年度ですと1,739万5,000円、この
中に修繕費として予算では80万円を計上してございます。

今、総務課長の中で、その他のところでございますけれども、その他は、リスク対応の考
え方、対応力というところと、モニタリングの考え方という項目で、その他というので採点
されております。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 7番 滝内久生君。

○7番（滝内久生君） 官庁方式のこの計算でいきますと、项目的には事務管理費になって、
本来、はっきり言うと、修繕費というのは大変問題になるところだもんで、本来、修繕費と
いうふうにのせるべきかなとは思いますので、今後考えていただきたいと思います。

ということは、標準的な事務費として80万円だと。じゃ、25万円で済んだといった場合に、
その年度の指定管理料の変更というのは、年度協定の変更協定の中で精算といいますか、そ
ういうことはやっていくのかどうなのか、その辺を伺います。

○議長（小泉孝敬君） 観光交流課長。

○観光交流課長（永井達彦君） 個々のそういう精算しないもので、全体の中で、例えば修繕
費も80万円の予算がありますけれども、その運用の中でそれを超えることも出てくることが
考えられますので、指定管理料については、ここで、この金額で年度協定の中でやって、精
算は今のところしていないのが現実でございます。

○議長（小泉孝敬君） よろしいですか。

3 回目です。

○7 番（滝内久生君） 仮協定書の3 ページに、一番下に、5 の指定管理料について、毎年協議の上、年度協定にて決定するということだもんで、やっていないものはやっていない、やったものはやったということで、例えば修繕費が28万、28万、28万で、3 回続けば80万を超えるわけですよね。それを見てやらなきゃまずいなということだもんで、あと精算の考え方も入れるべきだなと思っています。

さっき答弁がなかったんですけども、要は、指定管理者の自主事業で出てきた利益を単純に差っ引いている考え方については、ちょっといかがなものかという、議会のこの中で意見が出ていたと思います。その辺の意見は、選定委員会の委員さんはわかりません。それを事務局から、こういう意見が議会から出ていましたよということは、やっぱり情報提供としてやるべき話であって、選定委員から出るわけないもので、議会を聞いているわけじゃないもので、やっぱり事務局から、こういうのもありますのでというその情報提供としてはやるべきで、議会の意向もある程度反映してもらいたいなと思いますので、今後気をつけてやってください。

終わります。

○議長（小泉孝敬君） ほかに。

13番 沢登英信君。

○1 3 番（沢登英信君） 資料の27ページを見ますと、1 つは、下田市の市史編纂室の管理、それから資料図書館の伊豆文庫の管理等もこの内容に入っていようかと思うんですが、それから教育旅行等の受け入れに関する業務も業務内容に入っているわけですが、主に管理しているこの主管課とここの関係はどうなるのかと。そして、特にここには大久保婦久子さんの作品が保管されていようかと思うんですけども、それらの管理や展示というんでしょうか、利用等については、この契約にあわせてどのように検討されているのか、されていないのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（小泉孝敬君） 観光交流課長。

○観光交流課長（永井達彦君） この27ページの7 番の市史編纂室の管理につきましては、事務局がその4 階にございますので、郵便物が来たよとか、そういったようなことを協力しますということが主なものでございます。

伊豆文庫につきましても、今、3 階の収蔵庫のほうに入っていて、そこで保管はして

おりますので、必要な方がいればそこで貸し出しを行うというようなことでございます。

修学旅行、教育旅行についても、下田の歴史文化等があれば、会議室を利用させていただいて、ハーバーミュージアムを見ていただくようなことを考えているところでございます。

大久保婦久子さんのものについては、市史編纂室のほうに保管してありますが、その道の駅では、そこは余り披露してはいないところです。旧澤村邸に展示して、定期的に替えているような状況はございます。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） なかなか場所はここしかないということなのかもしれませんけれども、津波等々のことを考えますと、大久保婦久子さんや市史編纂室、あるいは伊豆文庫は、この施設の中にあることはどうなのかなという疑問は当然出てきょうかと思うわけです。もう少しきっちりした管理が、こういう心配がないような管理の体制というのは、これはあわせて検討できないのかと、こういう具合に思うわけですが、いかがでしょうか。

○議長（小泉孝敬君） 観光交流課長。

○観光交流課長（永井達彦君） 今、その4階の市史編纂室を稲生沢公民館へ移転するという予定がありまして、その辺も稲生沢公民館のほうへと移していきたいというふうに考えているところです。

○議長（小泉孝敬君） 3回目です。

○13番（沢登英信君） 伊豆文庫の利用というのは、具体的には、どういう人たちが、どういう利用があるんでしょうか。

○議長（小泉孝敬君） 観光交流課長。

○観光交流課長（永井達彦君） 今は余りないように聞いております。平成23年頃に今の観光協会の事務所の横に伊豆文庫を展示していて、図書室みたいな形でやっておりましたけれども、23年度にそこをやめて、3階の保管収蔵庫のほうへと納めてありますので、伊豆文庫の閲覧の方は余りいらっしやらないということは聞いております。

○議長（小泉孝敬君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） ないようです。これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第73号議案は、産業厚生委員会に付託します。

議第74号の上程・説明・質疑・委員会付託

- 議長（小泉孝敬君） 次は、日程により、議第74号 下田市議会の議決すべき事件を定める条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

統合政策課長。

- 統合政策課長（平井孝一君） それでは、議第74号 下田市議会の議決すべき事件を定める条例の制定について御説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の4ページをお開きください。

議案のかがみでございます。下田市議会の議決すべき事件を定める条例について、次の5ページのとおり制定するものでございます。

条例の内容につきましては、後ほど条例改正関係等説明資料にて説明させていただきます。

提案理由でございますが、議会の議決すべき事件を定めるものでございます。

条例内容の説明の前に、制定に至った経緯を御説明申し上げます。

従前の総合計画につきましては、地方自治法において、市町村に対し、総合計画の基本部分である基本構想について、議会の議決を経て定めるものと義務づけられておりましたが、国の地域主権改革のもと、平成23年5月に地方自治法の一部を改正する法律が公布され、基本構想の法的な制定の義務がなくなり、制定及び議会の議決を経るかどうかは市の独自の判断に委ねられることとなりました。今後の総合的かつ計画的な行政運営を図るためには基本構想が必要であり、基本構想を定めるためには、市全体の総意であることを裏付けするためにも議会の議決を得ることは重要と判断したため、条例を定め、改めて議決事件とするものでございます。

それでは、条例の内容について御説明申し上げます。

お手数ですが、条例改正関係等説明資料の40ページをお開きください。

本条例案の逐条解説でございます。

第1条は、趣旨について定めるもので、下田市における総合的かつ計画的な行政運営の推進を図るため、地方自治法の規定に基づき、議会の議決すべき事件を定めることについて定めるものでございます。

続いて、第2条は、議決事件について定めるもので、議会の議決すべき事件は、下田市総合計画のうち、基本計画の策定、変更または廃止をする場合とするものでございます。

最後に、附則は、この条例を公布日から施行するというものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議第74号 下田市議会の議決すべき事件を定める条例の制定についての説明を終了させていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

- 議長（小泉孝敬君） 説明の途中ですが、ここで10分間、2時5分まで休憩いたします。

午後 1時55分休憩

午後 2時 5分再開

- 議長（小泉孝敬君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

これより本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小泉孝敬君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第74号議案は、総務文教委員会に付託します。

議第75号の上程・説明・質疑・委員会付託

- 議長（小泉孝敬君） 次は、日程により、議第75号 下田市水道事業及び公共下水道事業における剰余金の処分等に関する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

上下水道課長。

- 上下水道課長（長谷川忠幸君） それでは、議第75号 下田市水道事業及び公共下水道事業における剰余金の処分等に関する条例の制定について御説明させていただきます。

議案件名簿の6ページ、議案のかがみをお開きいただきたいと思います。

下田市水道事業及び公共下水道事業における剰余金の処分等に関する条例を別紙7ページのとおりに制定するものでございます。

提案の理由でございますが、利益及び資本剰余金の処分等について必要な事項を条例で定めるためでございます。

お手数ですが、条例改正等説明資料の41ページ、下田市水道事業及び公共下水道事業における剰余金の処分等に関する条例の制定の逐条解説を御覧いただきたいと思います。

まず、本条例の提案の背景としましては、地方分権一括法の施行に伴い、地方公営企業法の一部が改正され、旧規定におきまして、毎事業年度生じた利益の処分について、議会の議決によることでしか定めることができず、資本剰余金に至っては、政令で定める場合を除く

ほか処分することができないとされておりました。改正によりまして、法定積立金の積み立て義務が廃止され、条例を定めることによっても、利益剰余金及び資本剰余金を処分できることとなりました。

この法令は、平成24年4月1日に施行されておりますが、本市では、平成23年度決算から平成30年度決算につきまして、議会の議決を経て剰余金の処分を行ったところでございます。

しかしながら、剰余金の処分につきましては毎事業年度発生するため、議会の議決ではなく条例の定めにより処分するほうが、事務処理の効率化を図ることができるものと考えております。

また、これまでの地方公営企業法に基づく処理方法を継続し、事業年度ごとに取り扱いの差をなくすこと、更にその取り扱いが住民の皆様にとって確実に的確なものとなるようにするため、統一した基本的なルールを条例で定めるものでございます。

それでは、内容について説明をさせていただきます。

第1条は、この条例の趣旨を定めるもので、地方公営企業法第32条第2項では、毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例に定めるところにより、または議会の議決を経て行わなければならないと規定されてございます。

また、同条第3項では、毎事業年度生じた資本剰余金の処分は、条例の定めるところにより、または議会の議決を経て行わなければならないと規定されておりまして、これらを踏まえまして必要な事項を定めるものでございます。

次のページを御覧ください。

第2条は、利益の処分の方法について定めるもので、利益は、減債積立金、利益積立金、建設改良積立金として積み立てることとし、その配分等については、企業債の残高、経営状況、建設改良費の見込み等を踏まえて決定するもの。第2項で、積立金は、定められた目的以外に使用することはできないが、やむを得ず他の目的に使用する場合は、議会の議決が必要であることを定めるものでございます。

第3条は、資本剰余金の処分の方法について、その源泉別に該当内容を示す名称を付した科目に積み立てなければならないと定めるものでございます。

第4条は、欠損を生じた場合の処理について定めるもので、法第32条の2の規定により全事業年度から繰り越した利益をもって欠損金を埋め、なお残金があるときは、利益積立金を取り崩して欠損金を埋めることとし、なお残額があるときは、翌事業年度へ繰り越すことを定めるものでございます。

次のページを御覧ください。

附則でございますが、この条例の施行期日を令和2年4月1日とするもので、令和元年度の決算より、本条例の規定による処分等を行うものでございます。

以上、雑駁な説明ではございますが、議第75号 下田市水道事業及び公共下水道事業における剰余金の処分等に関する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小泉孝敬君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 説明書の42ページであります。議会の議決を経なくても、減債積立金、利益積立金、建設改良積立金に振り分ける部分には議会の議決が要らないのではないかと、こういう内容かと思うんです。しかし、第2項で、前項の規定により積み立てた積立金は、目的外の用途に使用することができないと、使用するときは議会の議決を経るんだよと、こういう規定でございますが、この2項は具体的に何を、どういうことを想定しているのかと、その点についてお尋ねをしたいと思います。

それから、特に今後、欠損金が出るようなことも残念ながら想定しなきゃならない、こういうことになると、この4条の規定で次々翌年度へ繰り越していけばいいんですよと、こういうことで議会の議決は要らないんだと、こういう規定ではございますけれども、何か議会がどうなのかなというような気持ちも片方に残ってしまうわけですが、4条については、欠損の処理については具体的にどういうことが想定されるのか、あわせてお尋ねをしたいと思います。

○議長（小泉孝敬君） 上下水道課長。

○上下水道課長（長谷川忠幸君） 2条の2項のことでございますが、2条の2項につきましては、1項に1号、2号、3号とございます。それは、その目的に使うということでそこに積み立てるということになるわけなんですけれども、そこに積んだお金を、私としては考えられないんですけれども、何かに使おうとしたときは、議会の審議を経て、議決をもらって処分するということを2号でうたったものでございます。

4条でございますが、これはもう従来からこのやつをここで示したわけございまして、議会に示していないという考えではございませんので、御了解ください。

○議長（小泉孝敬君） よろしいですか。

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小泉孝敬君） ほかには質疑がないものと、これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第75号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

なお、14日、15日は休会とし、16日午前10時から本会議を開催しますので、御参集のほど
よろしくお願い申し上げます。

御苦労さまでした。

午後 2時15分散会